

令和 4 年度市内企業若者雇用推進事業
委託契約予定事業者募集に係る質疑・回答

No.	質 疑 事 項	回 答
1	再委託原則禁止とあるが、職種によってグループ会社を分けて運営している場合、JVではなく、グループ会社に再委託で募集活動することは可能でしょうか。	事前に承認を得た場合は、グループ会社への再委託も可能ですが、本事業の核となる合同面接会の企画・実施すべてを再委託することは認められません。
2	業務責任者と主任技術者は兼務可能でしょうか？	業務責任者と主任技術者の兼務は認めていません。
3	有料職業紹介事業・一般労働者派遣事業の許可がいるということは、人材紹介における紹介料・派遣料金は本事業に含まれず、企業様から別途徴収して良いとのことでしょうか？	参加企業から紹介料・派遣料金を別途徴収することは想定していません。
4	本事業にかかる費用の支払い時期はいつになりますでしょうか。 例えば、当方からのサービス成果物を事業期間中、都度請求、都度お支払いという形はご相談可能でしょうか。	原則、完了払いとなります。契約期間満了後、請求いただき、支払いは請求書受領後 30 日以内に行います。部分払いについては別途ご相談ください。
5	合同面接会、市内ものづくり企業への就職意欲向上のための事業において、最低参加人数・社数を定めていますが、最終計画に満たなかった場合、返金等ございますでしょうか？	本市委託料に基づく業務執行を基本としますが、業務実施状況等を踏まえ、別途協議を行う場合があります。
6	コロナ禍により、個別面接以外全てオンライン上で開催することは可能でしょうか？	オンラインで実施することにより、就職者数の増加、満足度の向上が見込まれる場合は可能です。
7	オンラインで実施も可とする。と確認していますが、オンラインの配信拠点（スタジオ等）が枚方市外になっても問題ないでしょうか。	オンラインで実施する場合、配信拠点は枚方市内に限定しません。
8	就職者数の増加、満足度が見込まれる場合（この場合、応募者数が増えるという解釈を含めて）、大阪市内の就職者にとってアクセスのいい会場など、枚方市外での実施は可能か。	実施場所は原則枚方市内としています。ただし、市外で実施することで、市内企業及び市民にとって、より事業目的の達成に繋がる場合は、市外を実施場所とする提案についても受け付けます。